7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masao Goto, President of Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Replacement work of road lighting facilities

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 8 : 00 P.M.1 February, 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 8 : 00 P.M.29 March, 2023

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and Contract Division, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited, 4―1―22, Onoe-dori, Chuou-ku, Kobe, Hyogo 651―0088, Japan. TEL 078―291―1035

資　　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和４年国土交通省告示第827号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和３・４年度及び令和５・６年度を有効期間とする財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和４年12月28日

審査部局長

北海道財務局長　松重　友啓
東北財務局長　目黒　克幸
関東財務局長　成田　耕二
北陸財務局長　堀田　秀之
東海財務局長　伊野　彰洋
近畿財務局長　岩元　達弘
中国財務局長　錦織　功政
四国財務局長　米田　博文
九州財務局長　平岡　聡
福岡財務支局長　渡邊　輝

◎調達機関番号　015

◎所在地番号　01、04、11、17、23、27、34、37、40、43

1　競争参加者の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度及び令和５・６年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書（以下「改正後の総合評定値通知書」という。）を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが改正後の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

2　再認定の受付時期及び場所

令和３・４年度を有効期間とする競争参加資格については、令和５年１月１日から令和５年２月15日まで、令和５・６年度を有効期間とする競争参加資格については、令和５年４月１日から令和５年６月30日までの間に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

3　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　各財務（支）局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」を、各財務(支)局ホームページにアクセスして取得するものとする。

⑵　申請書の提出方法　各財務（支）局単位で付与する競争参加資格は、各財務（支）局が管轄する区域内における財務省関係機関に対して有効なものとなるので、申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）は、申請書に下記⑶の申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記１に掲げる提出場所（関東地区においてはいずれか１か所）に原則として郵送（ただし、書留郵便とする。）により提出することとする。

⑶　申請の添付書類

ⓐ　改正後の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

ⓑ　工事経歴書

ⓒ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

ⓓ　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

ⓔ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓕ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、ⓐの書類に代えて、次のⓖ～ⓗの書類を添付するものとする。

ⓖ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ⓗ　財務諸表類（直前２年度分）

4　競争参加資格の再認定

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって再認定する。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記２の区分⑴に基づいて格付けをする。

⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記２に掲げる範囲（別記２の１～２の⑵をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として、別記２に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

5　再認定の結果の通知

「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

令和３・４年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和５年３月31日までとし、令和５・６年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和７年３月31日までとする。

別記１　申請書の提出場所

〔掲載順序　⑴都道府県名　⑵提出場所　⑶所在地〕

1　北海道地区（北海道財務局管轄区域）

⑴　北海道

⑵　北海道財務局管財部第１統括国有財産管理官

⑶　〒060―8579 北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎

2　東北地区（東北財務局管轄区域）

⑴　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

⑵　東北財務局総務部会計課経理係

⑶　〒980―8436 宮城県仙台市青葉区本町３―３―１　仙台合同庁舎Ｂ棟

3　関東地区（関東財務局管轄区域）

⑴　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県及び長野県

⑵　関東財務局総務部会計課契約係

⑶　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１―１　さいたま新都心合同庁舎１号館